

答 申 第 71 号
平成20年 9月 9日
(2008年)

西 宮 市 長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第15条第2項の規定
に基づく諮問について(答 申)

平成20年(2008年)4月23日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答
申します。

答 申

第1 審査会の結論

「西宮市市民ホール指定管理者関係書」中、「指定管理者指定申請書」内の、「事業計画書」及び「収支計画書」を「非公開」とした処分を取消し、公開するべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成20年2月26日に「フレンテ、プレラ、甲東ホールの指定管理者の公募に関する資料のすべて」の公開を実施機関、西宮市長に請求したが、平成20年3月10日付けで実施機関から「指定管理者指定申請書」内の、「事業計画書」及び「収支計画書」(以下「本件文書」という。)を「非公開」とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は決定を不服とし、平成20年4月7日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書で概要、次のように主張している。

(1) 異議申立人は、本異議申立てに先立って、平成20年3月11日付けで実施機関に対し、「応募した事業所の非公開決定について」の質問書を提出したが、実施機関は、「事業計画書」及び「収支計算書」は事業者のノウハウを蓄積したもので、公開することにより、事業者の競争力を低下させ、不利益を与える恐れがあり、提案したノウハウが流出することとなるため、事業者が本市への提案を回避し、最適な提案を選定できない事態が予想されるため、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)第6条第3号及び同条第6号に該当するという決定を変えることはなかった。

(2) しかし、これは非公開の理由とはならない。情報公開条例は公開するための条例であって、第6条の規定はあくまで例外規定であり、適用は必要最小限に止めるべきである。実施機関は「見せ方・構成」も事業者のノウハウであるとして、項目ごとの検討を行わなかったが、項目別に検討すれば非公開理由のないことは明らかである。

事業計画書

ア 管理運営に関する基本方針

経営者の経営の基本理念であり、事業者が公表している内容である。

イ 自主事業に関する基本方針、実施計画

事業者の蓄積されたノウハウが含まれるであろうと考えるが、事業を実施するにあたっては、広く市民に周知しなければならない情報である。

ウ 管理運営の実施計画

- ・サービス向上・利用者の増加については、積極的に公表すべき内容であり、公平・適切に事業者が選定されたかを検証するためにも公表が必要。
- ・日常業務執行について及び危機管理・安全管理については、市民に安心して利用してもらうためにも、積極的にPRすべき内容で、非公開とはならない内容である。

エ 管理運営体制

指定管理者の公募は激しい値下げ競争となり、「官制ワーキングプア」の温床となっているとの批判がおきている。指定管理者の公募が「違法派遣」や「ワーキングプア」の温床とならないように、また、契約どおりの労働者が配置されているかの確認も必要である。

収支計画書

公募参加者には前年度の予算額を提示しており、これに基づき収支計画書が作成されていることは容易に推察できるものであり、法人のノウハウとは関係のないものである。また、収入計画の大部分を占める指定管理者収入は、入札における応札金額に相当するものであるため、公開されることが当然である。

- (3) 以上のように、「本件文書」には「蓄積されたノウハウの流出」に該当する項目は見あたらない。実施機関は、事業を公平・適切に執行し、説明責任を果たすことが使命であるにもかかわらず、「本件文書」を非公開とする決定を行ったことは、情報公開条例の解釈を誤ったものであるため、決定を取消し、「本件文書」を公開すべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、「本件文書」を「非公開」とした処分について、処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 経過

- (1) 平成20年2月26日、申立人は実施機関、西宮市長に対して、情報公開条例第5条の規定に基づき、「本件文書」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「本件文書」を「非公開」とする処分決定を行い、平成20年3月10日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成20年4月7日、申立人は、本件処分を不服として、情報公開条例第15

条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 本件処分の理由等

- (1) 指定管理者指定申請書の提案内容については、本市固有の提案事項だけでなく、他の募集においても、汎用性のある内容が多く含まれており、これを公開すれば、提案書づくり（内容、構成、見せ方等）のノウハウを蓄積してきた事業者の提案競争力を低下させることになり、事業者に不利益を与えるものと考えられるため、情報公開条例第6条第3号の「法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」に該当すると考える。
- (2) また、本市のコンペに応募すれば、公文書公開により提案づくりのノウハウが流出することになるため、事業者が本市への提案を回避し、最適な提案を選定できない事態につながるだけでなく、その他の事業の提案にも支障をきたす恐れがあるため、情報公開条例第6条第6号の「当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの」に該当すると考える。
- (3) よって、「本件文書」を非公開とした処分は妥当であると考える。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第2-1に記載した「本件文書」である。

2 非公開の決定に対する検討と判断

本審査会では、「本件文書」を公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる（情報公開条例第6条第3号）か、当該事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じる（同条第6号）か、について検討を行った。

(1) 情報公開条例第6条第3号の該当性

「本件文書」は、事業者が指定管理者の指定を受けるため、他社に比べ優位である旨をアピールするために作成された文書であって、公開することにより事業者の正当な利益を害する情報は含まれていないと判断する。

(2) 情報公開条例第6条第6号の該当性

実施機関は、「事業者が本市への提案を回避し、最適な提案を選定できない事態につながるだけでなく、その他の事業の提案にも支障をきたす恐れがある。」と主張しているが、そもそも事業者が応募するにあたって、本件文書は公開されるのが当然の前提として提出しているものと考えられ、かつ、実施機関が事業者

に配布した「西宮市民ホール（西宮市民会館を除く）指定管理者募集要項《21 - (4)》」には、「提出された書類等は公文書に該当し、公開請求の対象となり、公表することがあります。」と記載されており、事業者は公開されることを前提に提出していることは明らかで、「当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれ」には該当しないと判断する。

(3) その他関係書類

公文書公開請求のあった「西宮市市民ホール指定管理者関係書」には、「本件文書」以外の公開されていない公文書も含まれるが、異議の申立は「本件文書」に限定されているため、本審査会は「本件文書」についてのみ判断を行った。

第5 結 論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。
なお、審査の経過は別紙のとおりである。

別紙

審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成20年4月23日		諮問書を受領
平成20年6月20日	第148回審査会	実施機関から意見聴取
平成20年7月2日		異議申立人の意見書を受領
平成20年7月22日	第149回審査会	異議申立人の意見聴取
平成20年8月26日	第150回審査会	答申案の検討審議
平成20年9月9日		答 申